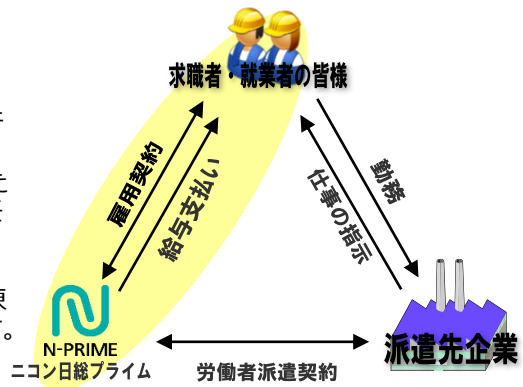


■人材派遣の仕組み

- 派遣事業は「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」にもとづいておこなわれます。
当社と雇用関係にある従業員を、お客様の指揮命令のもと業務を行います。
本来同一である雇用関係と、指揮命令関係を分離した形態であるため、労働基準法や労働安全衛生法における派遣先と派遣元の責任区分を明確にしています。
- 労働者派遣事業は、国の許認可事業であり、財務基準や教育訓練体制など、一定の要件を満たした事業所のみ行えることとなっています。
ニコン日総プライムは、厚生労働大臣の許可を受けた労働者派遣事業の事業者となります。
(派14-303092)



■派遣禁止業務について

派遣法によって、派遣することを禁止している業務があります。

- ・港湾運送業務
- ・建設業務
- ・警備業務
- ・病院等における医療関係の業務
- ・その他派遣が適正でないもの（弁護士、会計士、税理士等）

■期間制限（抵触日）のルールについて

派遣労働者が同じ仕事（同一の「課」）に就業できる期間には「3年」の制限があります。

（その期間制限を迎える日を「抵触日」と言います）

期間制限は、「①派遣先事業所単位の期間制限」と「②派遣労働者個人単位の期間制限」があります。

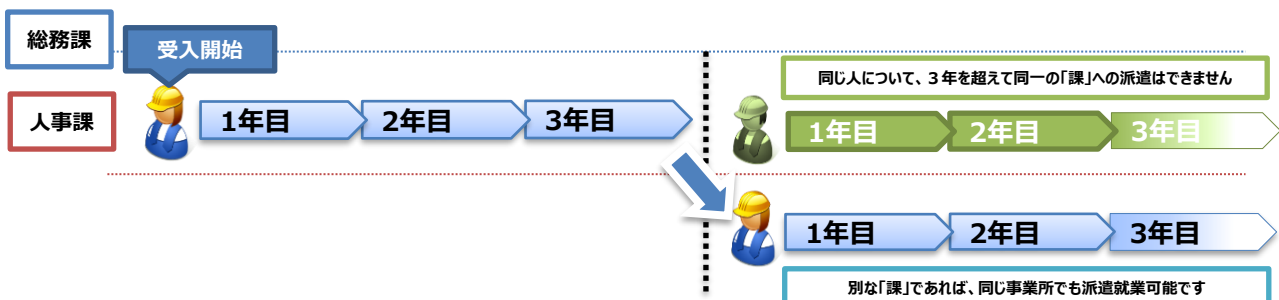
①派遣事業所単位の期間制限

同一の派遣先の事業所に対して派遣できる期間は原則3年が限度となりますが、派遣先企業の過半数労働組合等からの意見聴取を行うことでさらに3年延長することが可能になります。



②派遣労働者個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先の事業所における同一の組織単位に対し派遣できる期間は、原則3年が限度となります。



尚、無期雇用されている、または、60歳以上の派遣労働者等の方は、期間制限の例外となります。